

# 訪問看護医療 DX 情報活用加算

2024 年度診療報酬改定に伴い、オンライン資格確認等システムが導入されることを踏まえ、当ステーションでは訪問時にご利用者の診療情報や薬剤情報を取得・活用して訪問看護に関する計画的な管理を行い、質の高い医療の提供をいたします。

## ◇対象者

訪問看護管理療養費を算定するご利用者（医療）

## ◇算定内容

訪問看護医療 DX 情報活用加算 月に 1 回に限り 50 円

※当ステーションは地方厚生局長に届け出を行い、健康保険法第 3 条第 13 項の規定による電子資格確認により、看護師が訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合、訪問看護医療情報 DX 情報活用加算として、月に 1 回に限り 50 円を所定額に加算します

## ◇訪問看護医療 DX 情報活用加算の施設基準

- ①当ステーションは厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令に規定する訪問看護療養費のオンライン請求を行っている。
- ②当ステーションはマイナンバーを用いたオンライン資格確認を行う体制を整えている医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し及び活用して訪問看護を行っている。
- ③②の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示している。  
以上の掲示事項について原則としてウェブサイト（当サイト）に掲載している。

医療 DX を通じた質の高い医療の提供にご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。